

## 第74回国民体育大会下妻市競技施設整備要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会下妻市施設整備基本計画に基づき、本市で開催される第74回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技施設の整備について必要な事項を定める。

### 2 方針

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の利便性を図り、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用し、円滑な競技運営と快適な観覧ができるよう競技施設を整備する。

### 3 競技施設

(1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2) 臨時仮設物(付帯設備を含む)は、おおむね次の通りとする。

- ①プレハブ ②テント ③トイレ ④電気設備 ⑤放送設備 ⑥通信設備 ⑦観覧スタンド
- ⑧その他

### 4 臨時仮設物の設置場所

臨時仮設物の設置場所は、競技施設その他必要と認める場所とする。

### 5 施設の管理

大会期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

### 6 臨時仮設物の設営及び撤去

(1) 臨時仮設物の設置は、競技団体及び施設管理者と協議し、競技会運営に支障のない時期に完了するものとする。

(2) 臨時仮設物の撤去は、大会終了後速やかに行い、会場等を原状復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

### 7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、競技施設の整備に関し必要な事項は、別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における競技施設整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 付則

この要項は平成30年4月23日から施行する。